

公園遊具点検業務仕様書

第1条 適用

本仕様書は、「公園遊具点検業務」（以下「業務」という。）の内容について必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

第2条 業務の目的

国土交通省から「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」、（社）日本公園施設業協会から「遊具の安全に関する規準」JPFA-SP-S：2014」が示され、遊具の利用における安全確保に関して公園管理者が配慮すべき事項が示されている。

こうした状況において、遊具の安全性を確保し、利用者が安心して使用できるよう、専門技術的な観点から点検を実施するものとする。

第3条 業務の内容

1. 点検方法

- 1) 施設点検シート等を作成し、遊具の安全領域の点検並びに遊具劣化点検を目診・触診・打診等で行うこと。劣化とは、物理的・化学的・生物的要因によりその物の性能が低下することをいい、腐食、腐朽、ぐらつき、破損、割れ、磨耗、ほつれ、金具の緩み、回転不良、異常音などをいう。劣化点検とは、それら磨耗状況や変形ならびに経年変化などについて点検することをいい、V字型開口部など遊具の構造上の規準一般規定を診断する規準点検は求めない。
- 2) 施設点検表等を遊具ごとに全景写真を添付して作成し、異常箇所などを発見した場合は、その状況が確認できるよう拡大写真を撮影すること。
- 3) 前項で発見した遊具の異常箇所について、判定基準に基づき総合的に判定を行うこと。総合判定は以下の4段階を参考にすること。

A：健全

→異常なし。

B：経過観察

→使用に供するが、今後不具合状況が進行した場合、補修、対応をするべきである。

C：要補修、要対応

→近々に使用を中止し、補修、対応をするべきである

D：使用禁止措置

→即座に使用を中止し、補修、対応をしなければならない

2. 点検者

遊具の機能を保全するため、専門技術員による遊具の点検及び調整を行わなければならない。その主任技術者は、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」又はこれと同等以上の資格を有する者とする。

また、業務及び作業に適した服装にて作業を実施し、「公園施設製品安全管理士」等の携帯用認定証等を携帯して作業に従事すること。

3. 対策

- 1) 点検作業においては、作業中であることの掲示をして利用者の遊具利用への影響が無いように十分な安全対策を講じること。
- 2) 使用禁止措置、応急措置等が必要な故障、破損等が生じている遊具を発見した場合は、使用禁止などの対策を講じること。

第4条 安全管理

1) 安全対策

公園内で作業や移動を行う際は、現場条件に応じて標識や防護柵など必要な災害事故防止の措置を講じるとともに、利用者への安全対策を講じること。

作業中の安全はもとより、作業に係る車両などの移動の際も、関係法令に従い安全の確保に努めること。

2) 点検作業現場の管理及び事故の責任

点検作業時は慎重に業務を行うとともに、点検作業現場の管理を各関係法規に従い行うこと。点検作業時に事故のあったときには、所要の措置を取るとともに、事故発生の原因及び経過・被害の内容について、速やかに本市に報告すること。

第5条 業務報告書

- 1) 施設点検シートや施設点検表等を含めて、業務報告書を提出するものとする。
また、別途、点検集計表等を作成し、遊具の種類ごとに特記事項をまとめ、業務全般を総括した文章を付した業務総括書を提出すること。

第6条 不当介入に対する報告・届出等

- 1) 業務受託者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成24年2月1日制定）」の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- 2) 報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、本市に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。
- 3) 業務受託者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- 4) 報告・届出を怠った場合は、当該受注者等に対し、注意の喚起を行うことがある。